

〔研究ノート〕

京都市における在日韓国・朝鮮人教育の成立までの経過

——一九八一年「外国人教育の基本方針（試案）」策定の前史として——

松 下 佳 弘

ノート概要

一九四五年八月一日の朝鮮の解放以降も日本にとどまらざるを得なかった在日韓国・朝鮮人の子どものための教育の場は民族学校と日本の公立学校に大別され、六〇年になる現在も統いている。大半の子どもが公立学校に就学していたにも拘わらず、公立学校の教員が在日韓国・朝鮮人の子どもたちへの意識的、組織的な取り組みを始めたのは一九七〇年代後半になってからであった。

京都市では一九八一年「外国人教育の基本方針（試案）」（以下「試案」）が策定されることにより、公立学校で在日韓国・朝鮮人教育が組織的に始まった。この取り組みも二〇年を越え、「外国人教育」という言葉とその教育内容も教員の間では一般化した。が、「試案」策定以前の一九七〇年までの経過については必ずしも明確になっていない。ここでは、一九四五年から一九七〇年代までの京都市における在日韓国・朝鮮人の教育について、いわば「試案」策定の前史としての民族学校、民族学級の成立とその変遷についての概要と一九六〇年代の公立中学校の実践に言及し、あわせて公立学校での取り組みがなされなかった背景について分析する。

はじめに

本稿は公立学校での取り組みがほとんどなかった一九四五年から一九七〇年代までの京都市での在日韓国・朝鮮人の子どものための学校教育の状況について整理することが目的である。京都市での「試案」策定から二〇年、在日やそれを取り巻く状況が大きく変わりつつあるいま、この

取り組みの意味をあらためてみつめ、京都市での今後の課題を明らかにするためには、この取り組みの成立までの経過を整理する必要があると感じたからに他ならない。

一九七〇年代の後半に始まった在日韓国・朝鮮人教育は西日本を中心とした各地の教育委員会に「教育方針（指針）」の策定を求める運動のスタイルをとりながら広がり、現在では八府県、五三市区町村の教育委員会が「教育方針」を策定している。

一九四五年以降の在日韓国・朝鮮人の教育形態は民族学校としてのいわゆる朝鮮人学校と日本の公立学校に大別されるが、京都市にはその中間的存在として五〇年代初めに在日韓国・朝鮮人児童を対象とした民族学級が設置された。また六〇年代の一時期、市内の中学校で在日韓国・朝鮮人に対する組織的な取り組みが行われた。そこで一九四五年から一九七〇年代までの京都市での在日韓国・朝鮮人の子どもたちへの学校教育の状況について次のような構成で整理することとした。

一、京都市での民族教育の成立とその変遷（一九四五年～一九四九年）

(1) 朝鮮人学校の創設 (2) 朝鮮人学校の閉鎖

二、民族学級の設置とその経過（一九五〇年～一九六五年）

(1) 一九五〇年以降の就学形態 (2) 市立小学校の民族学級

三、一九六〇年代の市立学校での取り組み

(1) 日本の学校での状況 (2) 京都市立中学校での実践

むすびにかえて

注記¹、一九四五年以降の京都市における民族教育については以下の三つの論考がある。

朝・日関係京都研究会「文責・黄鎮益」「京都民族教育 解放後の足跡（略年表）一九八九

中島智子「解放直後の京都市における朝鮮人民族教育（一九四五～一九四九年）」一九九〇

中島智子「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格——京都を中心として——」一九八一

また一九四五年以降の在日韓国・朝鮮人教育の概要については以下の論考がある。

小沢有作「在日朝鮮人教育論歴史篇」亜紀書房一九七三

いずれも本稿を整理するにあたっての基本文献として活用した。

注記2. 本論のタイトルにもある「在日韓国・朝鮮人教育」という用語は十分整理されたものではない。ここでは一九七〇年代に始まった日本の学校での在日韓国・朝鮮人の子どもへの直接的な取り組みと日本人の子どもの差別・偏見をなくし、ともに生きることが目指す取り組みを合わせて「在日韓国・朝鮮人教育」と呼ぶ。この取り組みについて、教育行政の側は「外国人教育」、教育運動の側は「在日朝鮮人教育」と呼んでいるが、いずれも同じ内容をもつものとしてその文脈に合わせて使い分けることとした。また、現在のことからについての一般的記述としては「在日韓国・朝鮮人」を使い、歴史的な記述においてはその時代の用語に合わせて、「朝鮮」「在日朝鮮人」も使用した。

一、京都市での民族教育の成立とその変遷（一九四五年～一九四九年）

(1) 朝鮮人学校の創設

一九四五年八月の日本の敗戦は、朝鮮に対する三六年間の植民地支配の終焉と朝鮮人に対する動員体制の解放をもたらした。当時の在日する朝鮮人の人口は二〇〇万人前後であったとされている¹⁾。解放後、彼らの多くは帰国して朝鮮で暮らすことを願っていたが、子どもたちの多くは敗戦まで日本の学校に就学し、朝鮮語や朝鮮の歴史・文化を学ぶ機会はなかった。そのため朝鮮人の親たちは帰国しても言葉が知らなければ暮らしていけないと考え、全国各地に約五〇〇ヶ所の「国語講習所」と呼ばれるいわば手作りの学校を作った。京都市内でも二八ヶ所（一九四五年九月）、数百名を対象に行われたという²⁾。この間、多くの朝鮮人が帰国し、敗戦から七ヵ月後の一九四六年三月のGHQによる人口調査では約六四万人がとどまっていたとされている。（一九四六・三・一八実施）在日朝鮮人聯盟（以下朝連）よって設立された「国語講習所」はその後朝鮮人学校（民族学校）へと発展していく。京都市内においても、一九四五年九月に朝連川端支部第五学院（夜間）、朝連太秦初等学院（夜間）、朝連太秦第一初等学院（安井小の教室を借用）、朝連堀川第三初等学院（七条小の二教室を借用）などが、翌一九四六年三月には、梅津国語講習所が学校認可を受け、太秦第四分会初等学院として梅津小学校から机、椅子を借用して発足している。さらに四月には陶化小（現南区）の校舎を借り、京都七条朝連国民学院という名称で朝鮮人学校を創設した。これは現在の京都朝鮮第一初級学校（南区勧進橋）の前身にあたるものであり、校舎一棟四教室、職員用一室を一年契約で借用し、生徒数二七三名の大規模なものであった。九月には現在の京都韓国学園の設立母体となる京都朝鮮人教育会（後に大韓民国京都教育会に改称）が創立され、一九四七年五月京都朝鮮中学校という名称で開校（四学級一五〇名）、九月に府知事の認可を受けている。こうした朝連を中心にした民族団体によって朝鮮人学校が創設され、民族教育がすすめられた背景に

は、アメリカ占領下の期間、在日朝鮮人は「日本の法令に服するもの」とされてはいたが、在日朝鮮人が「解放国民」の性格を認めざるを得ない状況や当時の民族教育運動の盛り上がりなどから、在日朝鮮人の教育をある程度認める政策がとられたことがあるといわれている。⁽⁴⁾

朝鮮人学校は一九四七年四月には六・三制の学校体系を整え、「教育規定」によれば、六年年では、国語科七、社会科六、理数科九、芸術科四、体育科二、特殊科（日本語など）四など、週当たり三四時間の教育課程が編成されていた。このような全国の朝連系の五四一校の初級学校には約五六、九六一人が就学しており（一九四七年一〇月）、⁽⁵⁾当時の就学年齢の子どもの数からして、この敗戦後二年程の時期にはおよそ半数程度の子どもたちがこうした朝鮮人学校に就学していたのではないかと推測される。

京都市においてどれだけの朝鮮人の子どもが京都市内に設立された朝鮮人学校や国語講習所などで教育を受けていたかは定かではないが、学校数や開校時の児童・生徒数や一九四七年七月に京都府下朝鮮児童大運動会が西京極運動場で開かれていることなどから相当数の子どもたちがこうした場で学んでいたものと考えられる。こうした市内の朝鮮人多住地域を中心に創設された学校の多くは当時の京都市立小学校の校舎の一部を借りる形で開校されており、この当時朝鮮人と日本人の児童が同じ敷地の校舎で別々の教員から指導を受けるといふ形態の学校が存在したと考えられる。⁽⁶⁾

(2) 朝鮮人学校の閉鎖

ところが一九四八年一月、文部省は「朝鮮人の子弟であっても……日本人と同様市町村立又は私立の小学校、又は中学校に就学させなければならぬ」という朝鮮人児童生徒への就学義務の明示と事実上朝鮮人学校の設置を認めないことを柱にした通達を出した。⁽⁷⁾これはその根拠を「日本の法令に服するもの」とする先の占領指令においてのものであり、朝鮮人の民族教育に対する初めての「教育政策」であったとも考えられる。京都でも三月三十一日、京都朝鮮梅津小学校など九ヶ校に閉鎖令を出し、教育活動を停止させた。これには当然朝鮮人の激しい反対運動が全国的に展開され、四月二四日のいわゆる「阪神教育闘争」では、阪神地区に非常事態宣言が出され、朝鮮人学校が閉鎖され、朝鮮人少年が殺されるという事態に至ったことは広く知られているところである。これは五月五日、中央段階で朝鮮人側と文部省との間で覚書が交わされ一定の解決がはかられた。京都でも京都府教育部との話し合いによる解決が探られ、五月一五日には中央での解決を受けた形で覚書が結ばれている。その内容を整理すると以下の三点になる。① 私立小学校、中学校としての認可申請する。② 一般の小学校、中学校で義務教育を受ける傍ら放

課後・休日等に朝鮮人独自の教育を行う各種学校に在学させることができる。^③ 一般の小学校、中学校で義務教育を受けている朝鮮人児童生徒のみの学級を編成し（特別学級の設置）、選択教科・自由研究の時間に朝鮮人独自の教育を行うことができる。^⑧ この京都の覚書には中央のものにはない日本の学校での特別学級の設置についての項目があり注目される場所である。さらにこの項目を受けてのことと推測されるが、同年一〇月には京都市教育局（同年一月教育委員会発足）と朝連との間で「朝鮮人児童への特別な教育」に関して覚書が交わされている。これは基本的には府教育部との五・一五覚書に準じていたが、各種学校が京都市立小学校の校舍を借用していたこともあり、「特別教育」を行う条件を双方で確認したものであった。「特別教育は原則として放課後に教育課程外のもの」とされ、紫竹小、陶化小など九校、一九教室の使用が許可された。^⑨

こうした経過を経て一九四八年一月の通達による朝鮮人学校の閉鎖という民族教育の危機は京都においても一旦は回避された。しかし、翌一九四九年一〇月、「団体等規正令」による「朝連解散・財産没収」（九月）に伴う措置として、文部省は朝鮮学校の改組閉鎖を全国に通知した。これは「朝連が設置していた学校は（朝連の解散により）設置者を喪失し、当然廢校になったもの」とし、それ以外の学校にも「法律による法人組織の改組」すること命じている。^⑩ これにより朝連系五八校の閉鎖と違反すれば強制閉鎖を行うという条件付で全国の三〇五校に対して一四日以内に改組を求める命令が出された。京都でも一二校に（認可九校、無認可三校）財団法人の認可取り消しの知事通知がなされ、翌一月には九校に閉鎖命令、三校に改組勧告が出された。（閉鎖命令）京都朝鮮東中小学校、梅津小学校、東寺小学校、九条小学校、山ノ内小学校、山科小学校、建国小学校、京都与謝朝連小学校、京都紫竹小学校。【改組勧告】京都朝連西陣小学校及び中学校、京都朝鮮中学校。三校に出された改組勧告は、大韓民国京都教育会（京都朝鮮中学校）と京都朝鮮学院（京都朝連西陣小学校及び中学校）の二法人が合併して再申請すれば認可するというものであり、話し合いはまとまらず、最終的に認可されなかった。こうして京都の朝鮮人学校はほとんどが閉鎖され、日本の学校に転校させられた子どもは一〇〇〇人を超えたという。なお朝連西陣小学校及び中学校は翌年三月に卒業生（三〇名）を送り出した後に閉校した。

一方、京都市内でこの同じ時期に朝鮮人学校の校舍使用をめぐるもうひとつの動きがあった。一九四六年四月に南区東九条の陶化小学校の校舍を借り開校した京都七条朝連国民学院は、一九四七年一月学校管理組合を発足させ名称を京都第一朝連初等学校（六学級）と変えている^⑪が、校舍使用の問題は一九四八年四月に市議員が取り上げたこともあり、一九四九年九月に市教育委員会はこの校舍の引渡しを要求し、武装

警官が動員されるなど約二ヶ月にわたり緊張した事態が続いたが、朝連側は校舎を明け渡し、近くに借り受けたアパートを校舎として使用することで解決を図った。⁽¹²⁾ 結局京都ではこの学校が各種学校として一校だけが残ることとなった。この措置により市教育委員会は九月一九日、各小學校に「朝鮮人教育問題に関する方針」を通知し、「市立陶化小學校々舎を使用の京都第一朝聯小學校に対して校舎返還を要求したから……これらの児童の受入については特に温い氣持をもって在學児童との融和學力補充につき特別の御指導を」するよう求めている。⁽¹³⁾

こうして一九四九年九月から一月にかけての朝鮮人學校閉鎖と校舎明渡しに措置により在日朝鮮人の子どもたちの教育の場は朝鮮人學校から京都市の公立學校へと変わることになる。この事態に対処するため、市教育委員会は九月の通知文に続き一〇月三十一日、小・中学校宛に「朝鮮人児童生徒の取扱」についての通知文を出している。通知文は、今回の措置に伴い「朝鮮人學校に在學する児童生徒は、各通學區域の公立學校に収容すること」になるので、「轉入學の取扱いにつき万全を期する」ために、「學校當局者は温い心で迎え」、「日本人児童・生徒との交友關係については……積極的に善隣友好の精神」をもち、「學力に相違ある場合には、學力の補充をなす等の措置」をとり、「提出書類を完備することが早急に出来ない事情のあると考へられる」ので「後日取り揃えることとし假入學を許可されるよう」求めている。転校を余儀なくされた朝鮮人児童生徒の様子や受け入れた京都市の公立學校での当時の状況についての詳細は目下のところ不明であるが、これらの通知文に示された受け入れに伴う配慮事項等から行政当局の姿勢や學校の戸惑いが読み取れるであろう。⁽¹⁴⁾

二、民族學級の設置とその経過（一九五〇年～一九六五年）

(1) 一九五〇年以降の就學形態

一九四五年八月以降始まった朝鮮人の民族教育は一九四九年の朝鮮人學校の閉鎖に伴い、多くの朝鮮人の子どもが公立學校に転校を余儀なくされたことでひとつの転機を迎えた。これまで朝鮮人學校と日本の學校に二分されていた朝鮮人の子どもたちの就學は、これ以降、① 自主學校としての民族學校、② 公立學校・分校としての朝鮮人學校、③ 公立學校の中の民族學級、④ 日本人と同じ公立學校の四つに分かれることになる。（これまでの朝鮮人學校を民族學校と呼ぶことにするが、②についてはこの名称が一般的に使用されてきているのでそれに従うことになる。）以下一九六〇年代まで続く①～③の三つの形態についてその概略を整理する。

① 民族学校

学校閉鎖命令がだされた中で、自主学校として存続したものとや大阪の白頭学院（私立学校）や前項で取り上げた京都第一朝連初等学校（各種学校）のように認可されたものなど、いくつかの民族学校は継続された。さらに五〇年以降各種学校としての認可を受けるものもあり、一九五二年四月には全国で四四校（児童生徒数四〇〇〇〇～五〇〇〇〇人）の民族学校が存在した。京都では、一九五〇年三月に閉校した京都西陣初等学校の跡地（丸太町御前南）に、一九五三年四月京都朝鮮中級学校が創設され、翌五月には学校法人「京都朝鮮学園」が認可された。その後全国的には、一九五五年に在日朝鮮人総連合会（総連）が結成され、これが学校運営の母胎となりこれ以降民族学校の開設が増加し、一九六六年には初級学校八八校、中級四四校に合わせて二六〇〇〇人の児童生徒が就学した。（このほかに「民団系」の学校が小学校三、中学校四 合計一三〇〇人―一九七〇・四）以下、京都における五〇年以降の民族学校創設等について学校名をあげる。

一九五五年四月京都朝鮮中級学校に高等部併設／一九六〇年一月京都第一朝鮮人学校新築校舎（南区勸進橋）に移転し、京都朝鮮第一初級学校に改称／一九六五年四月京都朝鮮第二初級学校開設（右京区梅津）／一九六七年四月京都第三初級学校創設（仮校舎北区上賀茂 一九六九年北区衣笠へ移転）／一九七〇年舞鶴朝鮮初級中級学校開設

一九四九年の朝鮮人学校閉鎖に対して、朝鮮人の親たちは当初朝鮮人学校の存続を主張したが、朝連の解散の上での閉鎖という状況と日本国民から朝鮮人学校の擁護の支持が得られない状況から、「公立学校内部で実質的に民族教育を実現することに要求を引き下げざるをえなかった」とされる。したがって閉鎖後の争点はこれまでの日本の公教育の外側に民族教育を認めるかどうかという問題から、「公教育の枠内でどの程度実質的な朝鮮人教育を認めるかどうか」の問題に移っていった。¹⁵このことが次の②と③にあげる日本の公立学校を民族教育の場とする新しい二つの教育形態が生まれる契機となった。

② 公立学校・分校としての朝鮮人学校

朝鮮人学校閉鎖後出された朝鮮人側の要求は「朝鮮人の集団での入学」「別の時間割を設けて朝鮮語による歴史と国語を教えること」「これらの教員は朝鮮人とすること」の三点に集約できるといふ。文部省は一月に地方の教育委員会の照会に答える形で三つの通達を出し、収拾策を示した。¹⁶こうしたなかで、①のような自主学校・認可された学校以外に、東京、兵庫等の朝鮮人の多住地域ではこれまでの朝鮮人学校が公立学校移管の形が取られ在日朝鮮人だけの学校が生まれた。東京では一四の都立朝鮮人学校が、神奈川、兵庫、愛知には公立校の分校として朝鮮人

学校が存在した。これは朝鮮人側から見ると先の三点の要求を公立学校体制のなかで最大限に追及できるものであったが、一方では行政、教員、父母のそれぞれが大量の朝鮮人の転校を迷惑なことだと考え、それが分離学校としての公立朝鮮人学校実現の要因になったという事情もあったという指摘もある。⁽¹⁷⁾しかしこれらの学校は長くは続かず民族学校等に移管するなどして日韓条約締結後の一九六六年三月までに全てなくなった。

③ 公立学校の中の民族学級

一九四九年の学校閉鎖により①②の形で朝鮮人だけの学校が存続したが、それまで民族教育を受けてきた子どもも多くは公立学校で日本人の子どもたちと同様の教育を受けることになった。そこで朝鮮人の親たちの要求は「日本の学校における民族教育の実現形態Ⅱ民族学級」となって現れた。朝鮮人だけの学級を設ける特別学級、普通授業を受けながらある時間のみ抽出する抽出学級、放課後等の正規授業外におこなう課外学級の三形態がとられた。こうした民族学級は大阪、京都を中心に一九五二年には七七校に設置されていた。⁽¹⁸⁾

(2) 市立小学校の民族学級

京都市内では一九四九年の朝鮮人学校閉鎖以降、公立学校での課外教育を求める動きが強まり、五〇年度の後半から放課後の課外学級として民族学校が開設された。この概要についてはすでに中島の詳しい研究があるのでこれらを手がかりにその概要を整理する。⁽¹⁹⁾

一九四八年五月の京都府と朝連・教育会と覚書（五・一五）には、中央での覚書（四八・五・五）になかった特別学級の設置についての項目があり、これを受けてと考えられるが、この年の一〇月、京都市教育局と朝連の間で「朝鮮人児童への特別な教育」に関して覚書が交わされていることは前項でふれたとおりである。これは基本的には府教育部との「五・一五覚書」に準じていたが民族学校が京都市立学校の校舎を借用していたこともあり、「特別教育」を行う条件で双方で確認したものであったとされている。以下はその覚書の概要である。

・特別教育は、原則として放課後に教育課程外のものとして、校長の指導のもとに行われること。／・特別教育中の建物・設備損壊に対する弁償及び教員への給与・諸経費については朝連が負担すること。／・覚書に違反する行為及び正課教育に悪い影響を与えるようなことが発見された場合には、部分的あるいは全般的に特別教育は中止される。／この覚書により特別教育のために使える学校と教室数は紫竹（2）、陶化（4）、吉祥院（2）、上鳥羽（1）、養正（2）、養徳（2）、安井（2）、桂（2）、住吉（2）となった。

この覚書に基づいて一九四八年一〇月以降これらの学校で実際に「特別教育」が行われたのか、またこれが一九五一年一月の課外学級の形式

による民族学級の開設に直接つながっているのかどうかは今のところ明らかでない。²⁰⁾ただ、この「五・一五覚書」にある「特別学級」(公立学校内朝鮮人特別学級)の設置については、翌一九四九年五月、京都軍政部が「①公立学校の乏しい施設を更に割くことになる。②特別待遇になり教育の機会均等にもとる。③許可は憲法違反である。」として不許可を府教委に通告したため、間に立った府教委は「府教委の発足(前年一月)により(覚書は)一応自動的に廃止されたものと解釈し」朝連側の申請を却下したという経過があったことを指摘しておく。

これらの経過から京都市内では一九四九年から一九五〇年にかけて公立学校での民族教育を求める運動が強まり、一九五〇年一月には朝鮮人児童約五〇名が父母に連れられて「課外教育の即時開始」を要求し、父母七名が検挙される事態も起きている。²¹⁾こうした度重なる要求に対して、市教育委員会は一九五一年一月、放課後の課外学級の形式で養正小、紫竹小、柏野小、嵯峨野小、陶化小、南大内小の六校での民族学級開設を承認した。こうして京都市での民族学級は課外として始まったが、一九五二年には放課後の課外では効果が期待できないとして朝鮮人だけの授業を求める特別学級の設置・分離授業を求める声が強まった。これに対して市教育委員会は一九五三年一月、覚書を交換し「朝鮮人のための特別教育実施要綱」(以下「実施要綱」)決定し、一九五三年一月より民族学級の設置が正式に認められることとなった。「実施要綱」では目的を「朝鮮語の理解、使用能力と養うことと朝鮮の歴史、地理の概要を知らせること」とし、特別学級、抽出学級、課外学級の三形態の学級を設けるとした。こうして特別学級が養正小に、抽出学級が陶化小・山王小・南大内小・柏野小・待鳳小・上賀茂小に、課外学級が朱雀第四小・嵯峨野小に設置され、九校、一四学級で民族学級がスタートした。こうして開始された京都市立学校における民族学級は、後述べる衰退の経緯をたどりながらも五〇年後の現在でも続いている。

これまで述べてきたことから明らかなように、戦後の在日朝鮮人の教育は政府の政策と朝鮮人の民族教育運動が朝鮮人学校をめぐって対立する構図で展開されてきており、一九四九年の朝鮮人学校閉鎖を期に、対立の「狭間を縫って」民族学級は生まれたともいえる。中島は「このことが、民族学級の不安定な位置と曖昧な性格の原因」になったと指摘し、次のように説明している。²²⁾

それは第一に、民族学級の設置が覚書によっているため基盤が弱いということである。一旦当局が方針を変えた場合、簡単に廃止される危険性があったのである。第二に当局と朝鮮人側では民族学級に対する認識に大きな開きがあったことである。当局にとってそれは、朝鮮人の度重なる要請に一定譲歩し、教育現場の「混乱」を收拾するための妥協策であって、民族学級の必要性を認めて保障しようというもの

表1 京都市立学校での民族学級設置の変遷

	設置小学校名	形態	校数	学級数	備考
1951年 ↓ 1953年	養正・紫竹・柏野・嵯峨野・南大内・陶化	課外	6		市教委承認で発足
1954年 ↓ 1955年	養正	特別	9	14	「実施要項」により三形態で発足
	陶化・山王・南大内・柏野・待鳳・上賀茂	抽出			
	朱四・嵯峨野	課外			
1966年	養正（特別学級はこの一年のみ）・陶化・山王・南大内・柏野・上賀茂・朱四・嵯峨野	抽出	8	13	待鳳閉鎖 抽出一本化一年延期
1967年 68年	養正・陶化・山王・南大内・朱四・嵯峨野	抽出	6	7	144人
					170人
1969年	養正・陶化・山王	抽出	3	5	160人 朱四・南大内・嵯峨野・閉鎖
現在	養正・陶化・山王	抽出	3	5	

ではなかった。しかし他方朝鮮人にとって民族学級は、閉鎖された朝鮮人学校に代わって民族教育を行う任務が要請されていた。第三に従って日本の学校内において民族教育擁護の思想に裏づけられた正当な位置が確保できなかったことである。特に抽出や課外では、カリキュラム編成や課外の行事に学校側の協力が不可欠である。しかし（中略）そのような姿勢を欠いていた。

こうして一九五四年に始まった京都市の民族学級は、一九六六年三月までこの形態で継続する。一九六六年五月、市教育委員会から、①待鳳小の民族学級の閉鎖、②南大内・朱雀第四小の講師の一名減、③民族学級の形態を抽出に一本化する、という決定が通告された。総連側の抗議もあったが、①と②決定は実施された。③の抽出化については特別学級をおく養正小で父母の抗議運動が展開され、実施は一年延期された。いずれも児童の減少がその理由とされ、一九六七年には上賀茂小・柏野小、一九六九年には南大内小・朱雀第四小・嵯峨野小で閉鎖された。

このように京都市の民族学級は六六年に大きな転機を迎えるが、この背景には一九六五年二月の文部省の二つの通達があった。通達は「朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校およびこれらの学校の分校または、特別の学級は、今後設置すべきではない」として民族学級の設置を禁止し、さらに「朝鮮人教育については、日本人子弟と同様に取り扱うものとし、教育課程の編成・実施について特別の取り扱いをすべきではない」として公立学校内での民族教育の取り組みを否定した。この通達はこれ以降、公立学校での在日韓国・朝鮮人教育の取り

組みを大きく規定するものとなる。以上の経過からもわかるように民族学級は市教育委員会の措置によって徐々に縮小され、これ以降三校五学級の体制が三〇年余りにわたって続いている。(表1参照)

三、一九六〇年代の市立学校での取り組み

(1) 日本の学校での状況

これまでみてきた朝鮮人学校や朝鮮人の就学についての一連の「教育政策」により、一九五〇年以降、在日朝鮮人児童生徒の約八割が日本の公立学校に就学するという状況が定着したといわれている。

一九五一年九月に調印されたサンフランシスコ講和条約は翌一九五二年四月二八日に発効し、それに伴い「日本国籍を離脱するもの」とされた在日朝鮮人は一方的に「外国人」とされた。文部省も「(在日朝鮮人の児童生徒は)日本の学校への就学義務」があるとしていたこれまでの見解を「就学義務はない」⁽²⁵⁾と一転させた。これは「一方では在日朝鮮人を『一般外国人』と位置づけ、就学義務制をなくすことによって、朝鮮人自主学校の創設の法的可能性を開くものであった」⁽²⁶⁾が、もう一方で在日朝鮮人の公立学校への就学については「義務教育無償の原則は適用され」ず、「日本の法令を厳守することを条件」に「便宜を供与する」ものとして、恩恵的に認めるというものであり、実際に就学に際しては、「……入学許可の上は日本国の法律を遵守することは勿論、学校当局に迷惑をかけません。万一……」という誓約書⁽²⁷⁾をとる学校もあったという。この通達が一九六五年「日韓条約」締結までの十数年間、公立学校での在日朝鮮人の教育のあり方を規定するものとなった。このように在日の子どもの大多数が学ぶことになった公立学校での教育の状況はどうであったのだろうか。(以下、全国的な概要については、小沢有作『在日朝鮮人教育論歴史篇』亜紀書房一九七三による。)

公立学校の教員が在日朝鮮人の子どもの教育に組織的にかかわるのは一九五五年の都立朝鮮人学校が廃止されようとしたところからだと思われる。「民族学校の火を消すな」「学校を守ろう」と在日朝鮮人と一緒に運動を進めたという。一九六〇年代になると、日教組の教育研究会などで「朝鮮を正しく教えよう」というスローガンとともに、日朝教育交流という形で民族学校との交流が生まれてくる。この場合の「朝」とは朝鮮民主主義人民共和国であり、民族学校とは朝鮮総連系の学校を指していた。そこでは「同じ民族の手でないと民族教育はできな

い」したがって「日本人教師にできることは日本の学校にいる朝鮮人の子どもを朝鮮人学校の門まで連れて行くことだ」という考えが支配的であった。この考えは基本的に正しくても多くの場合公立学校にいる朝鮮人児童生徒はそう簡単には民族学校に行かないし、行かせたがらない親が多いという現実を打ち破っていく力にはならなかった。こうした中で日本の公立学校では多くの教師が「日本人と区別しない教育」をふつうにすすめてきた。

(2) 京都市立中学校での実践

一九五〇年から一九六〇年代にかけての京都市の公立学校での在日朝鮮人の教育状況については、多くの市立学校で作成されている五十年史、百周年史等の学校沿革史にも記述は見あたらないし、まとめられた報告ない。そこでここでは日本教職員組合（以下日教組）が全国教育研究集会（以下教研集会）での報告集を手がかりに探ってみることにする。⁽²⁸⁾

前項でも整理したように、一九四九年の民族学校が閉鎖に伴い京都市でも多くの児童生徒が京都市立の小、中学校に転校を余儀なくされた。そのため一九五〇年から市立学校での課外教育要求の声が強まり、一九五三年末には小学校に民族学級の開設が決まる。この年の一九五三年に京都市の学校での在日朝鮮人の子どもたち状況について次のような報告がある。「例えば京都の中京区の某校の例に見れば、朝鮮人生徒八一人のうち五七％が常時欠席しており、その原因を調査してみると全部が貧困のためである。また低学年の三三％が生活保護を受けている状況にあって児童の就学はほとんど不可能な状態である。」これは小学校か中学校の報告かは定かではないが、在日朝鮮人の「生活の困窮から生ずる不就学、長期欠席等の生徒児童がきわめて多い」ことや「教育が放任されているのみならず」「甚だしい差別待遇を受けている」ことに目を向けて、取り組もうとする京都の教員の姿がかいま見られる。⁽²⁹⁾ 在日朝鮮人の公立学校での教育について取り上げたのはこの一九五三年の研究集会が初めてであるが、そこでの報告者は京都のほか東京、山口、大阪、岡山などの限られた地域の教員であった。これらの報告では不就学、長欠、非行、進学・就職困難といった在日朝鮮人の児童生徒のおかれている被差別の教育状況が明らかにされたが、朝鮮人学校廃止など当時の政治動向についての論議に傾き、教育実践レベルの論議にはならなかった。以降、この教研集会では「在日朝鮮人の民族教育」について報告と論議が積み重ねられ、一九五九年には、①「朝鮮民族自身による自主的な民族教育」でなければならぬ。②日本人と区別しないで「同じに扱うことに自体に差別・抑圧がある。」③「朝鮮民族に正しい民族教育をすることは、日本民族の子弟にもそれを与えること」であり、両者を切

り離して考えることはできない。という原則が確認されている。⁽³⁰⁾

この教研集会の報告に京都市の取り組みがはっきりと見られるのは一九六〇年になってからである。これまで「実りある実践を積み重ねてきた」とされる京都教職員組合の報告として、京都駅に南側に位置し、東九条という在日の多住地域がその校区である陶化中学校での取り組みが以後数年にわたって報告されている。⁽³¹⁾以下これらの報告等を手がかりにしてこの学校での在日朝鮮人の教育の全体像を描いてみることにする。

当時の陶化中学校は「生徒数は二千のマンモス学校、一学級数五十名前後」で「朝鮮人生徒数約二四〇名」「民生保護の家庭は一四〇名ほど（高校）進学率は五〇%前後で全市で最低」という状況であった。校内には「朝鮮人教育委員会」（他の箇所では「朝鮮人教育研究委員会」と表記）が組織され、「朝鮮人生徒集会や職員研修会の計画、朝鮮人生徒の受入れ、問題児といわれる生徒の指導にあたって」いた。⁽³²⁾こうした取り組みの中で、在日朝鮮人生徒は「クラブを通して、国語、歴史等を学習し」「友人や教師になやみ等を話し合った生徒が希望をもってくらし」おり、日本人生徒は「クラブ等を通して朝鮮を理解し、問題を自分のものとして解決しようとしている」という。また、こうした課題についての「全市中学校の連絡会がひらけるようになってきた」。このような「前進点」の一方で、「本名を誰の前でも使うようにしたいができない」「日本人となって進学・就職を安易に解決しようする」「父母と教師の交流がやりにくい」「教委は全然、学校でも在籍数の少ない学校ほど関心や問題が出されず、交流や学習がやりにくい」「クラブ等によって意識面では進むけれど、学習や行動がちぐはぐになるときがある」などの多く「民族教育上の困難点」も指摘されている。⁽³³⁾一九五四年ころから始まったとされる陶化中学校でのこの「朝鮮人教育研究委員会」の取り組みは、一九六二年には「過去二年半の討議・実践の結果」「生徒の大部分は朝鮮名（本名）を使用することにほとんど抵抗を感じない状態になり、就職・進学時になってその問題をごまかさずにすむだけでなく、就職の時も堂々と本名を使用し、相当によい就職先もみつかり、評判もよい」と報告されるような「成果」を生むこととなった。しかし「文字を読み書き出来ず、要保護、準要保護率も高い生活実態を民族差別の結果としてとらえ朝鮮人教育研究委員会や朝鮮人生徒集会で生徒の自覚と誇りを養う取り組みを学校ぐるみで徹底させた」こうしたいわば在日朝鮮人の多住地域の先進的な取り組みは六〇年代後半まで続いたが、その後「先生らの大量転任」や「同化が進んで各校の連絡や朝鮮文化研究会の活動も消え」「実を結ばなかった」という。⁽³⁵⁾

この陶化中学校の取り組みの意義と方向性について、その中心にいた教員は次のように説明している。「民族教育は、母国語です。つまり朝鮮人教師の手によってなされることが正しい。（中略）しかし現実にはいろいろな理由で自主学校に入れない生徒が二百数十名、全国的にみ

れば方を超える数の生徒がいる。これらの生徒にどんな民族教育をするか、それを述べる前に日本人生徒の民族教育をどうすすめるかを述べればこの問題はある程度解決できるであろう。日本人教師として日本人生徒に民族の誇りをもたせ胸をはって歩ける生徒にすることは、朝鮮人、中国人生徒に対する以上に重要であり当然のことである。この当然のことを可能にするには、教師が日本の独立と平和と民主主義のために努力している者でなくてはならないであろう。日本人生徒が自覚と誇りをもち学習するようになり、日本民族のことを教師とともに考えられるような教育ならば、朝鮮人もそうなるであろう。又この逆も可能であろう。そうなった時、朝鮮人生徒は自国語で教育を受けることを権利として主張するに違いない。まず私達に必要なのは日本人生徒の民族教育である。³⁶」

ここには京都における当時のこの取り組みの目的やその方向性が端的に表されている。これは、民族学校に行かない多数の朝鮮人生徒の差別と貧困という生活現実を前にしたとき、その子どもたちの生活現実そのものを出発点として取り組みをすすめることを教育実践の軸にするのではなく、在日朝鮮人の教育は民族学校で朝鮮人教師によってはじめて達成できるという政治的な原則を軸にし、日本人教員は日本人としての民族教育にすすめることがいざれ朝鮮人生徒が朝鮮人教師による民族教育を権利として受けることになるであろうという主張であった。これは日本の独立と平和と民主主義という「政治課題にみちびかれて教育課題にいたる」という当時の教育運動のある面では必然的な帰結でもあったと考えられる。

むすびにかえて

一九六〇年代のこの陶化中学校の実践は、在日韓国・朝鮮人の子どもの生活現実を目を向けた京都市の公立学校でのいわば初めての在日韓国・朝鮮人教育の取り組みであったとも考えられるが、一九六〇年代後半教員の大量配転と当時の京都市の教育行政と教育運動の厳しい対立という状況などもあり、京都市内の学校への広がりをもつことなく終わった。京都市での在日韓国・朝鮮人教育の取り組みが始まるのは、これから一〇年以上経た一九八一年の「外国人教育の基本方針（試案）」策定を待つことになる。

京都市では市立学校に在籍する韓国籍・朝鮮籍の児童生徒数の調査を一九五三年からしており、(表2) 全児童生徒のなかで韓国籍・朝鮮籍占める割合(在籍率)は一九七〇年代前半までは三・〇%〜三・五%を推移しており、一九七〇年の統計では小学校で三三三八人、中学校で一

表2 京都市立学校に在籍する韓国・朝鮮籍児童生徒数の推移

	小 学 校			中 学 校		
	総 数	韓国籍 朝鮮籍	在籍率	総 数	韓国籍 朝鮮籍	在籍率
1953	133,998	4,578	3.42%	54,456	1,582	2.91%
1955	146,263	4,892	3.34%	66,609	1,977	2.97%
1960	132,038	4,412	3.34%	63,952	1,829	2.86%
1965	92,023	3,493	3.80%	52,259	1,689	3.23%
1970	101,642	3,238	3.19%	38,475	1,398	3.63%
1975	117,006	3,299	2.82%	43,933	1,374	3.13%
1980	130,808	3,704	2.83%	51,420	1,517	2.95%
1985	116,311	3,422	2.94%	61,282	1,709	2.79%
1990	91,282	2,620	2.87%	49,906	1,361	2.73%
1995	79,054	1,912	2.42%	39,182	1,125	2.87%
2000	68,815	1,249	1.82%	33,851	771	2.28%
2003	68,108	957	1.41%	31,196	569	1.82%

学校現況調査から 京都市教育委員会

三九八人の韓国籍・朝鮮籍の児童生徒が在籍している。これだけ多数の子どもたちがいるにもかかわらず、公立学校での取り組みが始まるのは一九八〇年以降のことである。その背景には次のような要因が考えられる。

第一は日本の公立学校に就学する在日韓国・朝鮮人児童生徒の処遇にかかわる問題である。これまで述べてきた経過からも明らかのように、公立学校への就学については、一九五二年の講和条約発効による「日本国籍を離脱」により就学義務がなすとされ、「日本の法令を厳守することを条件」に就学を恩恵的に認めるというものであった。さらに一九六五年の日韓条約締結以降は「就学を希望するものは日本人と同様の取扱いをすること」とされ、就学した在日韓国・朝鮮人児童生徒に対して公立学校は「教育課程の編成については特別の取り扱いをすべきではない」(通達)とされた。³⁷⁾一九七〇年後半に始まる京都市での「教育指針」の策定を求める市民運動に対して、京都市の行政当局はその必要性を認めながらもこの通達の枠をどう踏み越えるかを大きな課題とした。このようにこの通達に象徴されるような違いを認めず日本人と同じ教育を求める「教育政策」が公立学校での在日韓国・朝鮮人教育の推進に対する障壁としてたちはだかってきた。

第二は広く日本人の歴史認識にかかわることがらである。戦後政治においてかつての植民地支配は過去の清算という問題はずっと曖昧にされてきたが、これは平和と民主主義の擁護を求める運動の側においても同様であった。前にも述べたように一九五一年「平和と独立の教育」をスローガンに始まった教育研究会では、「民族学校を守る」「日朝教育交流」という論議が中心で、かつての植民地での教育は過去の清算という視点は見られなかった。さらに敗戦後二〇年を経た一九六五年の日韓条約に対する反対運動のなかでさえ「この日韓条約が在日朝鮮人の日々の具体的な生活にどのような影響を与え

るのかという視点がまったく欠落していた⁽³⁸⁾。植民地支配＝過去の清算、具体的には在日の経緯や彼らの生活や権利にかかわる問題が日本人の
中に意識化され始めるのは、敗戦後二〇数年を経た一九七〇年以降のことである。

第三はこうしたいわば在日韓国・朝鮮人の問題が見えない状況でたてられた「朝鮮人の民族教育は朝鮮人教師でしかできぬ。日本人教師のな
すべき仕事は朝鮮人子弟を朝鮮人学校の門まで連れて行くことだ」という教育運動の側の原則論が一九七〇年代になっても根強く残っていたこ
とである。公立学校にいる在日韓国・朝鮮人児童生徒はそう簡単には民族学校に行くはずはないことは承知していても、この原則論はある種の
進歩的良心的な言説として教育運動の側に組まない教員の間にも定着していた。

第四は「わたしの学級にも朝鮮の子どもがいますが、外国人……。そんなことは考えたこともありません。日本の子どもとわけへだてなく公
平に扱っています」という多くの教員に共有された教育的な信念ともいえる意識が一貫して続いてきたことである。そこには、在日韓国・朝鮮
人児童生徒を日本人と区別しないで平等に扱って「実践することが公教育にたずさわる教師としての責務」であると信じ、「そのような考え方
や実践に対し、より多くの保護者から良心的な教師であるとの賛意を得ているものと考えていた⁽³⁹⁾」教員の意識が読み取れる。そこからは、第三
の要因としてあげた日本人教員には民族教育はできないという言説と重なり合い、学校・学級に在日韓国・朝鮮人児童生徒が在籍していても
「在日であることにふれないことが教育的配慮である」と信じて実践してきた教員の姿が見えるのである。

これらの四つのごとは、一九七〇年代前半に京都市内の在日韓国・朝鮮人の多住地区の小学校で教員を続けていた筆者の意識や実践と重
なるものがある⁽⁴⁰⁾。

私が一九七〇年から七年間勤務した小学校は在籍数の三分の一を韓国・朝鮮籍の児童が占めていた。子どもたち同士のトラブルの中では
「チョウセン帰れ」「チョウセンくさい」という言葉がよく聞かれた。また担任をしていた「特殊学級」(当時はこの名称が使用されていた)
には一六人が在籍したが、半数が韓国・朝鮮籍の児童であった。そのひとりのMは、けんかをするときよく「朝鮮人の根性みせてやる」と叫んだ。
八人の韓国・朝鮮籍の児童の大半が彼のような生活力のある子どもだった。こんな彼／彼女らが「特殊学級」に入っているのだろうかとず
いぶん考えたが、私には、「特殊学級」に対する差別は見えても、在日韓国・朝鮮人差別の問題としては見えてこなかった。彼らが「特殊学級」
に入ったいきさつや生育暦をつぶさに見ていけばその中に在日の子ども・親のおかれている生活現実が民族差別そのものであり、「知恵おくれ」
とはいえない彼／彼女らが学級に入っていることが民族差別の結果であるということが見えてきたであろう。しかし一九七〇年当時の私には、

在日がこれだけ多い学校にしながらそれが見えなかったのである。学校は在日の子どもにかかわる生徒指導・低学力など多くの課題を抱えていたが、教員研修で在日問題を考える機会は全くなかった。またこの学校には民族学級が設置され、二人の講師が派遣され、三年生以上の子どもたちが通級していたが、日本人教員が民族学級の授業を参観したり民族学級設置の意味や経過について研修したりする機会はほとんどなく、別の存在という意識が強かった。当時は「義務教育でないからできないし、しなくてもよいのだ」「在日であることをそっとしておいてやること」が教育的配慮だ」「民族学級は朝鮮人の団体が設置したものだからかわることはできない」といった暗黙知が学校を支配していた。

以上本稿では、中島、小沢らの先行研究を手がかりに行政資料も加えて、一九七〇年代までの京都市における在日韓国・朝鮮人の子どもたちへの学校教育の状況について、公立学校での取り組みの視点から整理を試みたが、とりわけ一九五〇年までの民族教育の状況については不明な点が多く、その概要を整理するにとどまった。当時の朝鮮人学校の多くが公立学校の校舎を使用したという状況のため、学校や行政の資料、当時の公立学校関係者の話などからももう少し明らかにできるのではないかと考える。また本稿では一九八一年の「試案」策定をめぐる経緯については言及できなかった。いずれも今後の課題としたい。

注

- (1) 金英達「在日朝鮮人の歴史」金英達著作集Ⅲ「明石書店 二〇〇三年、一八六頁。
- (2) 朝・日関係京都研究会「文責・黄鎮益」「京都民族教育 解放後の足跡（略年表）」『同胞と社会科学』第五号 一九八九年。
以下、京都市内の民族学校等の状況はこの「略年表」による。
- (3) 「朝鮮人送還計画に関する昭和二十二年一月二〇日附総司令部発表」「送還を拒否して日本に在留することを選擇する朝鮮人は、屢後一切の日本の法令に服することを十分承知して右の選擇を行うものである」
- (4) 「朝鮮人児童の就学義務に関する件」（雑字一三三号文部省学校教育長通達 一九四七・四・二二）「一、朝鮮人の児童は日本人児童と同様、就学せしむる義務があるかどうか。（回答）現在日本に在留する朝鮮人は日本の法令に服しなければならない。したがって一応朝鮮児童についても日本人の児童と同様就学させる義務があり、かつ実際上も日本人児童と異なった不利な取扱いをしてはいけない。しかし、就学義務を強制することの困難な事情が一方にあり得るから、実情を考慮して適切に措置されたい。二、朝鮮人がその子弟を教育するため、小学校又は上級の学校、若しくは各種学校を新設する場合に、府県はこれを認可して差支えないか。（回答）差支えない。」
- (5) 小沢有作「在日朝鮮人教育論歴史篇」亜紀書房 一九七三年、一九九頁。

(6) 市立小学校の校舎を借用して開校したこれらの朝鮮人学校の概要と市立学校のかかりについては、該当校の学校沿革史などから見つけることもできず目下のところ不明である。

(7) 「朝鮮人学校設立の取扱いについて」(官学五号学校教育局長より、文部省大阪出張所長、都道府県知事宛通知 一九四八・一・二四)

(8) 「京都府教育部長と朝鮮人連盟及び朝鮮人教育会との間に交換された覚書」(一九四八・五・一五、一八)

参考・「在日朝鮮人教育対策委員会代表との間に覚書交換」(一九四八・五・一五) (一、朝鮮人の教育に関しては教育基本法、学校教育法に従うこと。二、朝鮮人学校問題については私立学校としての自主性が認められる範囲内において、朝鮮独自の教育を行うことを前提として、私立学校として認可申請をすること。)

(9) 覚書により特別教育のために使える学校と教室数は紫竹小(2)、陶化小(4)、吉祥院小(2)、上鳥羽小(1)、養正小(2)、養徳小(2)、安井小(2)、桂小(2)、住吉小(2)となった。

(10) 「朝鮮人学校に対する措置について」(文管庶六九号文部省管理局长 法務省特別審査局长より、都道府県知事、都道府県教育委員長宛通知 一九四九・一〇・一三)

(11) この校舎では初等学校の児童一七〇人の他に陶化小学校には一五〇人の朝鮮人児童が日本人と一緒に学んでいたようである。(四九年九月の報告による) 中島智子「解放直後の京都における朝鮮人民族教育(一九四五―一九四九年)」『在日朝鮮人史研究』二〇号一九九〇・一〇による。

(12) 前掲注(2)「略年表」によるとその経過は以下のとおりである。

九月一七日 教育委員会管理部長浜野錬太郎をはじめ七人が来校し「校舎返還要求書」を差し出し、九月三二日までに明け渡しを強要する。/九月三〇日夜一二時、市教委は武装警官を動員し、教室を封鎖する。/一〇月四日陶化分会事務所等四ヶ所で分散授業を行う。/一〇月一〇日学校の北東側門前に武装警官を配置し、登校を妨げた。同胞学父兄達は校門を囲み、一週間にわたり強固な闘争を展開した。/一月初 同胞達は木造アパート(東九条西河原町)を借り受け、校舎として使用し、京都第一朝鮮人小学校と改称する。/一月一六日授業開始/二月二日京都府指令四学第八三三号により、「学校設置認可」を受ける。

(13) 「朝鮮人教育問題に関する方針(通知)」(発教施二一六号京都市教育委員会 一九四九・九・一九)

(14) 「朝鮮人児童生徒の取扱い(通知)」(発教施一四八号京都市教育委員会 一九四九・一〇・三二)

(15) 小沢有作「在日朝鮮人教育論歴史篇」亜紀書房 一九七三年、二七六―二七八頁。

(16) ・「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」(文初庶一六六号文部省事務次官通達一九四九・一一・二)

・「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」(文管庶六九号文部省事務次官通達 一九四九・一一・一五)

・「朝鮮人児童・生徒の公立学校受入れについて」(文初庶一五三号文部省初中局長通達 一九四九・一一・二四)

(17) 小沢有作「在日朝鮮人教育論歴史篇」亜紀書房 一九七三年、二八九頁。

(18) 小沢有作「在日朝鮮人教育論歴史篇」亜紀書房 一九七三年、二八九頁。

(19) 中島智子「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格——京都を中心として——」『京都大学教育学部紀要』第二七号 一九八二年

- (20) 当時、紫竹小学校に在職した教員へのインタビュー…「朝鮮人の先生が一日中学校にいて、授業時間中や放課後に別の教室で朝鮮人の子どもに言葉や歴史を教えていた。日本人の先生との交流はなかった。」このことから、一九四八年頃紫竹小学校ではこの覚書に基づく「特別教育」が実施されていたと考えられるが、これが五年一月の市教育委員会承認で発足した紫竹小学校民族学級〔課外〕にまで継続したものでどうか詳細は不明である。また四九年一月に閉鎖命令が出された京都紫竹小学校との関連についても調査中である。
- (21) 京都市教育年表には「二月一日朝鮮人教育問題で朝鮮人が教育長室に百名押かけ警官隊と乱闘」の記述が見られる。
- (22) 中島智子「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格——京都を中心として——」『京都大学教育学部紀要』第二十七号 一九八一年
- (23) 「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間における教育関係事項の実施について」(文初財第四六四号文部事務次官より、各都道府県教育委員会、各都道府県知事宛通知、一九六五・二二・二八)
- (24) 「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」(文普振第二二〇号文部事務次官より、各都道府県教育委員会、各都道府県知事宛通知、一九六五・二二・二八)
- (25) 「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」(文初財第七四号文部省初等局長通達、一九五三・二・一一) 一、(イ)朝鮮人子女の就学については、従来日本の法令が適用され、すべて日本人と同様に取扱われてきた。しかるに平和条約の発効以降は、在日朝鮮人は日本の国籍を有しないことにより、法令の適用については一般の外国人と同様に取扱われることになった。(ロ)従って就学年令に達した外国人を学令簿に記載する必要はないし就学義務履行の督促という問題も生じない。なお外国人を好意的に公立の義務教育学校に入学させた場合には、義務教育無償の原則は適用されない。(ハ)しかし朝鮮人については従来からの特別な事情もあるので、さしあたり次のような措置をとる事が適当であると考える。二、(イ)日韓友好の精神に基づきなるべく便宜を供与することを旨とすること。(ロ)……就学させたい旨の申し出があった場合には、日本の法令を厳守することを条件として、(中略)入学を許可すること。
- (26) 小沢有作「在日朝鮮人教育論歴史篇」亜紀書房 一九七三年、三七四頁。
- (27) 日本教育学会教育制度研究会・外国人学校制度小委員会「在日朝鮮人とその教育」資料集第1集 一九七〇年八月、三三二頁 大阪府の例
- (28) 一九五二年から始まった教研集会には全国からの実践が報告されている。在日朝鮮人の教育についても五三年からの取り上げられ、その報告書が「日本の教育」として年度ごとに発行されている。ここではその中から京都の報告についての記述を探ることでその取り組みの一端を明らかにしたいと考えた。
- (29) 日本教職員組合編「日本の教育——第2回全国教育研究大会報告——」岩波書店 一九五三年、四六六頁。
- (30) 日本教職員組合編「日本の教育 第9集」一九六〇年
- (31) 日本教職員組合編「日本の教育 第9集」(「人権と民族の教育」の項) 国土社 一九六〇年、三一九頁。
- (32) 河合俊治「民族教育の視点——京都市陶化中学校の実践」『部落』(部落問題研究所)第一五五号 一九六二年二月、八九頁。
- (33) 日本教職員組合編「日本の教育 第9集」一九六〇年、三三二頁。
- (34) 日本教職員組合編「日本の教育 第11集」人権と民族の教育」の項」一九六二年、二九三頁。
- (35) 当時の教員の話 京都新聞記事 一九八二・一一・一〇
- (36) 河合俊治「民族教育の視点——京都市陶化中学校の実践」『部落』(部落問題研究所)第一五五号 一九六二年二月、九〇頁。

- (37) 「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との協定における教育関係事項の実施について」(文初財四六四号文部事務次官通達、一九六五・一二・二八)
- (38) 姜尚中／内田雅敏「在日からの手紙」太田出版 二〇〇三年、二九頁。
- (39) 池田広美「二つの名前をもつ子どもたち(中)」『現代人』第二七卷一〇号 一九七九年。
- (40) 拙論「在日朝鮮人の子どもの教育をめぐる」『現代人』第三三卷一号 一九八四年。

京都市における在日韓国・朝鮮人教育の成立までの経過

付表 年表 京都市における在日韓国・朝鮮人教育の成立までの経過 (1945～1981)

年	全 国	京 都 市
1945	200万人の在日朝鮮人 ・在日本朝鮮人連盟結成(朝連)	市内28ヶ所国語講習所
1946	11月 52万人(12月)・在日朝鮮人居留民団結成 [GHQ見解] 「送還を拒否して日本に在留する朝鮮人は日本の法令に服する…」 ・「祖国に帰ることを拒否する朝鮮人は日本国籍を保持するものとみなされる。」	朝鮮人学校開設<陶化小(4/21), 朱四小(10/26), 養正小(47/2/8)の校舎>の一部借用 4月 京都七条朝連国民学院開校(陶化小併置)→翌年, 京都第一朝連初等学校 9月 京都朝鮮人教育会結成(大韓民国京都教育会)
1947	4月 [通達] 「朝鮮人児童の就学務に関する件」日本人と同様就学義務あり 10月 [GHQ方針] 「朝鮮人学校は…日本の教育法令に従わせる」	9月 京都朝鮮中学校開校(京都韓国学園)
1948	1月 [学校教育局長通達] 朝鮮人学校の取扱いについて ・「朝鮮人も日本の学校に就学義務」 ・「学令児(生徒)対象の各種学校は認めない」 各地で反対運動—阪神教育事件(4月) 5月 [学校教育局長通達] 朝鮮人学校に関する問題について 「基準に合致した朝鮮人学校は私立学校として認可」 「日本の学校への転学者は日本人同様とす」	5月 府教育部長と朝連(5/15)・教育会(5/18)と覚書 ・私立学校としての認可申請する ・放課後・休日等に朝鮮人学校に在学可 ・特別学級を設置し, 選択教科・自由研究で朝鮮人独自の教育可…日本の小・中学校において 10月 京都市教育局と朝連の間で「朝鮮人児童への特別な教育」に関して覚書
1949	4月 「団体等規正令」 9月 朝連解散・財産接収 10/13 [文部省管理局長・法務局特別審査局長通達] 「朝鮮人学校に対する措置について」 ・朝鮮人学校の閉鎖・改組 ・廃校等の児童・生徒は公立学校に収容 [事務次官通達] 11/1 「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」 ・学区は日本人同様。一般学級に編入 ・事情があれば当分の間特別の学級, 分校の設置可 ・正規の授業外に朝鮮語等の教育可 [事務次官通達] 「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」 11/15 ・余暇に朝鮮語等を教える私立各種学校を認可を受けて設立可 11/24 [初中局長通達] 「朝鮮人児童・生徒の公立学校受入れについて」	5月 府教委=特別学級設置不認可←軍政部方針 市教委=第一朝連初等学校に校舎返還要求 9月 [知事通達] 12校(認可9校 無認可1校)に財団法人の認可取消 10月 9校に閉鎖命令…京都朝鮮東中小学校, 梅津小学院, 東寺小学院, 九条小学院, 山ノ内小学院, 山科小学院(認可校); 建国小学校, 京都与謝朝連小学校, 京都紫竹小学校(無認可校) 11/5 3校に改組勧告…京都朝連西陣小及び中学校, 京都朝鮮中学校 11月 大韓民国京都教育会と京都朝鮮学院の2財団合併の上, 再申請が認可条件(猶予2日間) →認可申請できず閉鎖 京都朝鮮第一初級学校認可(11/21) [課外教育の要求運動]

1950	6月	朝鮮戦争 (→1953.7)	7月	課外教育認可内定 (旧朝連系19人, 民団系7人) 民団反対 (旧朝連系教員が含まれている) 延期
			12月	朝鮮人児童・保護者対市要求
1951			1月	課外学級 (放課後) の形式で民族学級開設承認 6校
1952	4月	講和条約発効 「日本の国籍を離脱」	4月	特別学級・分離授業の要求 (養正小, 柏野小, 他)
1953	2月	<u>初等教育局長通達</u> 「朝鮮人の義務教育学校への就学について」 ・就学義務なし ・従来からの特別の事情により, なるべく便宜を供与	4月 12月	京都朝鮮中級学校開設 「朝鮮人のための特別教育実施要綱」決定 ・朝鮮語の理解, 使用能力, 朝鮮の歴史, 地理の概要 学級編成—特別学級・抽出学級・課外学級
1954	4月	「朝鮮人のための特別教育実施要項」実施 ・三形態による民族学級 9校14学級		
1965	12月	<u>事務次官通達</u> 「…協定における教育関係事項の実施について」 <ul style="list-style-type: none"> 日本の公立学校就学の便宜取り計らい (希望するものは日本人同様の扱い) <p style="text-align: center;">(60年代 市立中学校での取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成, 実施について特別の取扱いをすべきではない <u>事務次官通達</u> 「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」 <ul style="list-style-type: none"> 朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の正常化—公立小学校・分校・特別学級は設置すべきではない 朝鮮人学校は第1条の学校としても各種学校としても認可すべきではない。 		
1966			4月 5月	民族学級—形態を抽出学級に一本化 ←養正小保護者・児童・総連抗議—実施1年延期
1970	～	「公立学校に在籍する在日朝鮮人子弟の教育を考える会」(大阪) 結成—この間, 大阪・兵庫を中心に公立学校の中で在日朝鮮人子弟の教育について考えていこうとする動きが出てくる。		
1976				「京都在日韓国朝鮮人生徒の教育を考える会」結成
1978			9月	「外国人教育推進委員会」発足 (実態調査)
1981				「外国人教育の基本方針 (試案)」